感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

ＪＡ北海道厚生連　特別養護老人ホームところ

デイサービスセンターところ

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

１．施設における感染対策に関する目的と基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提にたって当施設においては、感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、入居者の安全確保を図ります。

２．感染対策のための委員会に関する基本方針

（１）感染対策委員会の設置

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会を設置します。

（２）目的

① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
② 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる
③ 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

（３）委員会の構成員とその役割

① 施設長
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止体制の統轄管理
- 感染症発生時の行政への報告
- 備品の整備

② 看護職員
- 医師、協力医療機関との連携
- ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 衛生管理、安全管理の指導
- 外来者への指導
- 予防発見、早期予防の取組み
- 経過記録の整備

・職員の教育

③　介護職員

・各マニュアルに沿ったケアの確立
・生活相談員、看護職員、栄養士等との連携
・利用者の状態把握
・衛生管理の徹底
・経過記録の整備

④　管理栄養士

・職員管理、衛生管理の指導
・食中毒予防の教育、指導の徹底
・医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
・緊急時連絡体制の整備（保健所等各関係機関、施設、家族）
・経過記録の整備

⑤　生活相談員（デイサービス職員含む）

・医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
・緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
・発生時及びまん延防止の対応と指示
・経過記録の整備
・家族の対応
・各職種別教育

事務長関連議題は別途報告

この委員会の委員長は施設長とします。
また、専任の感染対応策を担当する者を配置します。
必要に応じて、協力医療機関の医師や感染管理認定看護師等に助言を仰ぎます。

（４）感染対策委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、３ヶ月に１回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については、介護職員等に周知します。

３．感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、当施設における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアを行なうため、年２回以上研修を行ないます。また、新規採用者には、採用時に研修を行います。
（手洗い、ノロウイルス対応、インフルエンザ対策等）

４．感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行います。また、アウトブレイクをいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容については、感染対策委員会で報告します。

５．感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努めます。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図って対応します。

（１）平常時の対策

①　施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、洗面所・浴室・汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清掃の保持に努めます。

②　日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策）

介護・看護ケアの場面では、職員の手洗い、手指消毒、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。入居者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入居者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③　手洗いの基本

手洗い　：汚れがあるときは、液体石けんと流水で手指を洗浄すること

手指消毒：感染している入居者や、感染しやすい状態にある入居者のケアをするときは、洗浄消毒薬、擦式消毒薬で洗うこと

それぞれの具体的方法について、以下のとおりとします。

（ア）流水による手洗い

排泄物等の汚染が考えられる場合には、液体石けんと流水による手洗いを行う。手洗いの方法は『高齢者介護施設における感染対策マニュアル』を参考に行う。

（イ）手指消毒

手指消毒はスクラブ法及びラビング法を用いることとする。

④　消毒薬の適正な使用

（ア）生体消毒薬と環境用消毒薬は区別して使用する

（イ）塩素製剤などを環境に使用する場合は、その副作用に注意し濃度を守る

⑤　早期発見のための日常の観察項目

（ア）介護職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入居者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる入居者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、看護職員や医師に知らせること。

（イ）医師・看護職員は、栄養摂取や服薬、排泄状況なども含めて全体的なアセスメントをした上で、病気の状態を把握し、状況に応じた適切な対応をとること。

（２）発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

①　発生状況の把握

感染症や食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じた場合には、下記の手順に従って報告します。

ア）職員が入居者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに生活者と職員の症状の有無（発生した日時、階及び居室ごとにまとめる）について看護職員に報告すること。

イ）看護職員は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、施設長へ報告する。

ウ）施設長は、地域保健所等に報告するとともに、関係機関と連携をとること。

②　感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応します。

ア）介護職員

・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

・医師や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。

・医師や看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した入居者の隔離などを行うこと。

・別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。

イ）医師及び看護職員

・感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員の適切な指示を出し、速やかに対応すること。

・感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・減菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止すること。

・消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること。

ウ）施設長

・協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示をうけること。

・職員の罹患状況把握と対応（健康管理）

③　関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携を図ります。

・　施設配置医師（嘱託医）、協力機関の医師
・　保健所
・　行政

また、必要に応じて次のような情報提供も行います。

・　職員への周知
・　家族への情報提供と状況の説明

④　医療処置

医師は、感染症若しくは食中毒の発生、またはそれが疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置をすみやかに行うとともに、職員に対して必要な指示を出します。

⑤　行政への報告

ア）市町村等の担当部局への報告

施設長は、市町村指定様式を使用し、迅速に市町村等の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談すること。

＜報告する内容＞

・感染症または食中毒が疑われる入居者の人数
・感染症または食中毒が疑われる症状
・上記の入居者への対応や施設における対応状況等

イ）地域保健所への届出

医師が、感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う必要がある。

６．入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者および家族の希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上に公表します。

平成２５年　７月　１日　制定
平成３０年　５月　１日　改定
令和　２年　４月　１日　改定
令和　４年　７月　１日　改定
令和　４年１２月３０日　改定
令和　６年　４月　１日　改定